

令和5年度

第7回芽室町教育委員会会議
(公開用)

令和5年8月28日

芽室町教育委員会

会 議 録

令和5年8月28日第7回芽室町教育委員会会議を芽室町役場2階第7会議室で開催した。

○開会時間 16時00分

○閉会時間 16時50分

○出席委員 教育長職務代理者 鳥 本 和 宏
委員 福 井 栄 子
委員 松 久 大 樹
委員 土 井 槇 悟

○欠席委員 なし

○出席職員 教育長 程 野 仁
教育推進課長 有 澤 勝 昭
生涯学習課長 江 崎 健 一
教育推進課課長補佐 清 末 有 二
生涯学習課図書館長 藤 澤 英 樹
生涯学習課社会教育係長 藤 村 学
生涯学習課スポーツ振興係長 梅 森 祐 之
教育推進課教育総務係長 金 須 智 秋
教育推進課教育推進係長 橋 本 岳

- 日程第 1 会議録署名委員の指名
- 日程第 2 前会議録の承認
- 日程第 3 教育長の報告
- 日程第 4 報告第 1 1 号 就学指定校変更（学校選択）認定の件（非公開）
- 日程第 5 報告第 1 2 号 芽室町電子図書館開設の件
- 日程第 6 議案第 1 6 号 令和 6 年度使用小学校用教科用図書採択の件
- 日程第 7 議案第 1 7 号 令和 6 年度使用中学校用教科用図書採択の件
- 日程第 8 議案第 1 8 号 令和 6 年度使用教科用図書のうち学校教育法附則第 9 条に規定する教科用図書採択の件
- 日程第 9 議案第 1 9 号 令和 5 年度全国学力・学習状況調査「北海道版結果報告書」への市町村別結果掲載の件（非公開）
- 日程第 1 0 議案第 2 0 号 契約締結（芽室町総合体育館内部改修工事）の議案に対する意見申し出の件（非公開）
- 日程第 1 1 議案第 2 1 号 請負変更契約締結（町営水泳プール等整備工事）の議案に対する意見申し出の件（非公開）
- 日程第 1 2 議案第 2 2 号 令和 5 年度芽室町一般会計教育費補正予算の議案に対する意見申し出の件（非公開）

◎日程第 1 「会議録署名委員の指名」

○程野教育長 本日の委員会の出席は 5 名であり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 3 項に基づき、教育長及び在任委員の過半数が出席していますので、本日の委員会は有効に成立いたしました。

これより、第 7 回教育委員会会議を開会いたします。

日程第 1 「会議録の署名委員の指名」について、芽室町教育委員会会議規則第 16 条に基づき、教育長及び会議で決めた委員 1 名とすることから、本会議の会議録署名委員は、土井慎悟委員とします。

◎日程第 2 「前会議録の承認について」

○程野教育長 日程第 2 「前会議録の承認について」ではありますが、前会議録について質疑等ございますか。

それでは、前会議録とおりに承認いたします。

◎日程第 3 「教育長の報告について」

○程野教育長 日程第 3 「教育長の報告について」、まず私から 2 点ではありますが、8 月 18 日から町内小中学校の 2 学期が始まりました。猛暑等が続いておりますが、換気付エアコンが効力を発揮して、子供も教職員からも大変好評を得ているところであり、順調に学校教育は進んでおります。こ

の後も、まだ暑さが続きますので、健康に留意しながら学校生活を送れるように配慮していきたいと思っています。

また昨日、一昨日と第36回発祥の地杯全国ゲートボール大会が無事行われました。40チームの参加で、熱い熱戦が繰り広げられたところでもあります。

各課から報告をお願いします。

教育推進課長。

○有澤教育推進課長 教育推進課所管事業になります。

8月7日及び8月23日に柔道とソフトテニスが全国大会、吹奏楽が全道大会への出場が決定したことから、それぞれ生徒代表より教育長へ大会参加に向けた決意表明をいただいております。

次に、記載はございませんが、8月22日に今年で3年目を迎えます「食農教育」授業として収穫体験を終了しております。今後、収穫物は児童たちがレシピを考えて12月の給食でまた提供していこうというスケジュールになっています。

以上です。

○程野教育長 生涯学習課長。

○江崎生涯学習課長 生涯学習課所管事業になります。

2ページ目をお開きください。

7月25日から28日にかけて、少年少女国内研修事業ということで、揖斐川町から14名ほどが来町しております。

8月2日、夏の寺子屋めむろ開催しドローンとゲートボール大会という形で15名の参加をいただいております。

8月4日から6日にかけて、ONE PACK CORN PARKということで、こちらにつきましては地元大学の新規授業ということで、中高生延べ231名のボランティアに参加していただいたところでございます。

8月8日から9日にかけて、めむろわんぱくキャンプを開催し22名の参加をいただきまして実施しているところでございます。

記載はございませんが、8月20日、日曜日ですけれども、揖斐川町の小学生がこちらに派遣になっているときに、少年少女国内研修事業に参加している小学生を集めまして、交流授業を行っております。

先ほど教育長も言いましたけれども、一昨日、発祥の地杯ゲートボール大会を実施している状況でございます。

以上でございます。

○程野教育長 以上、報告といたします。

本日の会議は、この後、5件の非公開の日程がありますので、議事進行

において提案説明の前に非公開の決定をお願いします。

- 程野教育長 日程第4「報告第11号就学指定校変更（学校選択）認定の件」については、芽室町教育委員会会議規則第12条第1号に規定する公開することにより、個人の権利を侵害する恐れがある事項に当たりますので、非公開としたいと思っておりますがよろしいですか。

（「はい」と発する声あり）

- 程野教育長 日程第9「議案第19号令和5年度全国学力学習状況調査「北海道版結果報告書」への市町村別結果掲載の件については、芽室町教育委員会会議規則第12条第6号に規定する。その他公開することにより、教育行政の構成または円滑な運営に著しい支障が生じる恐れがある事項に当たりますので、非公開としたいと思っておりますがよろしいですか。

（「はい」と発する声あり）

- 程野教育長 日程第10「議案第20号契約締結（芽室町総合体育館内部改修工事）の議案に対する意見申し出の件。

日程第11「議案第21号請負変更契約締結（町営水泳プール等整備工事）の議案に対する意見申し出の件。

日程第12「議案第22号令和5年度芽室町一般会計教育費補正予算の議案に対する意見申し出の件」については、芽室町教育委員会会議規則第12条第4号に規定する教育事務に関する議会の議案について、町長への意見の申し出に関する事項に当たりますので、非公開としたいと思っておりますがよろしいですか。

（「はい」と発する声あり）

- 程野教育長 以上、5件を非公開といたします。

◎日程第4「報告第11号就学指定校変更（学校選択）認定の件」（非公開）

- 程野教育長 日程第4「報告第11号就学指定校変更（学校選択）認定の件（非公開）」の説明願います。

以下、非公開

◎日程第5「報告第12号芽室町電子図書館開設の件」

- 程野教育長 日程第5「報告第12号芽室町電子図書館開設の件」の説明を願います。

図書館長。

- 藤澤図書館長 日程第5「報告第12号芽室町電子図書館開設の件」について報告いたします。

7ページをお開きいただきたいと思います。現在の芽室町電子図書館の

状況について御説明いたします。

まず1番、開設予定日ですけれども、再来月の10月1日から開設するような準備を今、整えているところでございます。

2番で利用の対象とか具体的な利用方法につきましては、町民、それから通勤・通学者を検討しております。利用冊数につきましては3冊、3コンテンツ、利用期間については、1週間ということで考えております。来月の教育委員会会議で規則改正について、御説明する予定でございます。なお、令和5年度中の整備予定は3,000タイトルということで考えております。

帯広の電子図書館を見習いながら、児童生徒の活用をまず期待できるかなと思っております。子供、児童生徒の資料を重点的に整備しまして、その次に女性層とその次に男性層が見込まれるかなと思っておりますので獲得していきたいなと思っております。

4番、普及のための推進事業でございますけれども、帯広のほうでは8割が小・中学生の利用となっておりますので、まず学校との連携が不可欠であるかなと思っております。児童生徒、それから教職員、学校の関係者に対しましてIDパスワードを全員分配付して、学校の説明会等も行いながら、普及を図っていききたいなと思っております。

利用に関する説明会も随時、学校向け、それから地域や団体向け、あるいは図書館から出て行って説明するようなものを考えながら、普及を図っていききたいなと思っております。

それから、次のページを御覧ください。

日程につきましては、この議案提出時には今月の上旬から中旬にかけて、若干延長しているところもありますけれども、まず8月3日に契約をいたしました。そして、9月6日に学校図書館の担当者会議を行う予定でございます。そちらで児童生徒の取扱等々の細部を進めていききたいなというふうに思っております。そして、従前の授業をいろいろ整えまして、10月1日に開設するというで行いたいと思います。

以上でございます。

○程野教育長 本件について9月の教育委員会会議で規則改正提案の予定といたことでありますけれども、本件について質疑はございますか。

福井委員。

○福井委員 2番目の利用期間・利用対象者等というところの利用期間のところは1週間とあるのですけれども、通常図書館はもう少し長かったように思うのですが、通常図書館はどのくらいの期間、借りられるのですか。

- 程野教育長 図書館長。
- 藤澤図書館長 通常の図書は2週間で視聴覚資料が1週間となっております。
- 程野教育長 福井委員。
- 福井委員 そうしますと、この1週間という理由は何かあるのでしょうか。
- 程野教育長 図書館長。
- 藤澤図書館長 このコンテンツにつきましては、紙の本と一番違うのが利用権を購入するという形になっていまして、その利用権が2年間もしくは52回の貸し出しを行って、そのリミットで利用権が消えるという仕組みであり、なるべくたくさんの方が利用できるように、本と違わせて少しインターネットのサイトを閲覧するようなイメージもありますので、あまり長い間じっくりというよりは割とさくさく進めて次のコンテンツにいくというような、いろんなパターンが多いかなということで検討し1週間という期間といたしました。
- 福井委員 ありがとうございます。承知しました。
- 程野教育長 そのほか、いかがですか。
鳥本教育長職務代理者。
- 鳥本教育長職務代理者 学校で言えばタブレットのところで進んでいくのかなと思うのですが、個人のタブレットもIDによって自由な感じでは借りられる状況になるのでしょうか。
- 程野教育長 図書館長。
- 藤澤図書館長 児童生徒も一般の方も並行して借りられるようなコンテンツというふうに図っていきたいと思います。
先ほどの件でちょっと言い忘れたことがあって、1週間のコンテンツの理由に関しましては、近隣の電子図書館も1週間というふうにしておりますから、そこも参考としたところであります。
以上でございます。
- 程野教育長 そのほか、よろしいですか。
(「はい」と発する声あり)
- 程野教育長 それでは、本件について原案どおり承認いたします。

◎日程第6「議案第16号令和6年度使用小学校用教科用図書採択の件」

- 程野教育長 日程第6「議案第16号令和6年度使用小学校用教科用図書採択の件」、説明願います。
教育推進課長。
- 有澤教育推進課長 9ページになります。
日程第6「議案第16号令和6年度使用小学校用教科用図書採択の件」

について御説明いたします。

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条及び第14条の規定に基づき、令和6年度使用の小学校用教科用図書を採択しようとするものであります。

14ページをお開き願います。

義務教育小学校の教科用図書の無償措置に関する法律の抜粋になります。まず、ページの一番下のほうになりますが、第13条教科用図書の採択、この条項におきまして教科用図書の採択は教科ごとに一種の教科用図書について行うことを指定されております。

また15ページ下段、第14条におきまして、同一教科用図書採択期間において政令に定める期間、これは4年となっております。ちょうど今年がその採択の出るこの時期となっております。この期間、毎年度教科ごとに統一教科用図書を採択するものと規定されております。

次に16ページ。

16ページの施行令では、上段第14条採択の時期において、当概教科用図書を使用する年度の前年度の8月31日、ちょうど本日になります。本日までに採択を行わなければならないと規定されております。

次に17ページになります。

今、御説明しました法律の施行令を踏まえて、本町の学校管理図書の第41条教科書の採択では、学校によって使用する教科書は第12地区教科書採択教育委員会協議会、これは帯広市を除く18町村で構成する協議会となっておりますが、この協議会の決定に基づき芽室町協議委員会が採択するというふうに規定されております。

これを踏まえまして、10ページにお戻りください。

10ページが令和6年度、来年使用する小学校教科用図書の採択についてになります。御説明したとおり、この法律に基づきまして令和5年8月8日に開催されました、第12地区教科書採択教育委員会協議会で決定されました、表の13種目の教科用図書、これを教育委員会として採択しようとするものであります。

なお、11ページから13ページにかけて、13種の種目ごとの採択結果を掲載しております。後ほど御参照願います。

以上で、説明となります。

○程野教育長 本件について、最終的には10ページのとおり教科ごとに一種の教科書を採択したところであり、この12地区の教科書採択教育委員会協議会でかかってであります。

それについて本町においても、このように採択したいなと思います。全体通して質疑ございますか。

鳥本教育長職務代理者。

○鳥本教育長職務代理者 デジタル教科書に関しては、全体で進んでいるのか、今、どのような形で進んでいるのか教えてください。

○程野教育長 教育推進課長。

○有澤教育推進課長 教科書については、実は令和6年、来年度から3年の施行となっておりますが、令和6年度につきましては、英語のみというのが文科省から方針として示されています。では、それ以降につきましては、令和7年度以降がまずは算数、数学、あわせて国語まで入るかというところまでは、まだ明確な説明が文科省からない状況です。

○程野教育長 本町においての採択について、質疑ございますか。
よろしいですか。

(「はい」と発する声あり)

○程野教育長 それでは、本町の採択については原案どおり可決いたします。

◎日程第7「議案第17号令和6年度使用中学校用教科用図書採択の件」

○程野教育長 日程第6「議案第16号令和6年度使用小学校用教科用図書採択の件」、説明願います。

教育推進課長。

○有澤教育推進課長 18ページになります。

日程第7「議案第17号令和6年度使用中学校用教科用図書採択の件」について御説明させていただきます。

義務教育学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条及び第14条の規定に基づき、令和6年度使用の中学校用教科用図書を採択しようとするものであります。

19ページを御覧願います。

令和6年度に使用する中学校用教科用図書の採択につきましては、先ほど御説明させていただきました、小学校と同じ考えの採択に基づいて令和2年8月6日に開催された第12地区教科書採択教育委員会協議会で決定した表の16種目の教科用図書を、今回採択しようとするものであります。

20ページから24ページ、それぞれ種目と採択結果が掲載されておりますので、後ほど御参照願います。

以上です。

○程野教育長 本件について質疑はございますか。

松久委員。

○松久委員 内容の話をしてもしようがないですけども、英語の学習が小学校でどんどん前倒しというか早まっている中で、多分、中学校で学習す

る内容が、1年生から割と難しいことをやり始めてといるというように聞いています。うちの娘も該当しているのだと思うのですが、その辺りどのような現状なのでしょうか。

○程野教育長 教育推進課長。

○有澤教育推進課長 ちょうど小学校で英語が取り入れる時期に、たしか小学校の教科書が変更になっているのです。その後、追って次の年に中学校が変更になっているので、当然、今現在はそのような教科書の仕組みになっていると我々は認識しています。ちょうど令和元年が、学習指導要領の中で、小学校五、六年生は教科としてなるというふうになっていますので、そこが何か確認したわけではないですが、しっかり連動していると認識しております。

○程野教育長 今の教育の基準である学習指導要領に準拠したものがこの教科書の内容になっていますので、その辺を踏まえた内容になっていることとあります。

それでは、この件について原案どおり可決いたします。

◎日程第 8 「議案第 18 号令和 6 年度使用教科用図書のうち学校教育法附則第 9 条に規定する教科用図書採択の件」

○程野教育長 日程第 8 「議案第 18 号令和 6 年度使用教科用図書のうち学校教育法附則第 9 条に規定する教科用図書採択の件」、説明願います。

有澤教育推進課長。

○教育推進課長 25 ページになります。

日程第 8 「議案第 18 号令和 6 年度使用教科用図書のうち学校教育法附則第 9 条に規定する教科用図書採択の件」について御説明いたします。

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第 13 条及び第 14 条の規定に基づき、令和 6 年度使用の小学校及び中学校用教科用図書のうち、学校教育法附則第 9 条に規定する教科用図書を選択しようとするものであります。

27 ページをお開き願います。

27 ページ、学校教育法の抜粋になります。下段の附則第 9 条、こちらでは特別支援学校並びに特別支援学級においては、教科用図書以外の教科用図書を使用することができると規定されてございます。これは障がいの種、あるいは障がいの区分の様々な特性に応じて教科書を一般の図書から使用したほうが良いということになっております。

これを受けまして、26 ページの四角囲みにありますとおり、令和 6 年度使用の小・中学校の特別支援学校及び小・中学校特別支援学級教科用図書採択参考資料、これが令和 5 年 6 月に北海道教育委員会が作成してい

るものでございますが、この採択参考資料全ての図書を採択することとし、その中から児童生徒に合ったものを使用すること、これを決定されたところであります。

これを受けまして、本町においても北海道教育委員会が作成した資料を、それを準用しまして同様に採択するものであります。

以上で説明を終わります。

○程野教育長 この件について質疑はございますか。

それでは、本件について原案どおり可決いたします。

◎日程第9「議案第19号令和5年度全国学力・学習状況調査「北海道版結果報告書」への市町村別結果掲載の件（非公開）

○程野教育長 日程第9「議案第19号令和5年度全国学力・学習状況調査「北海道版結果報告書」への市町村別結果掲載の件（非公開）」、説明願います。

以下、非公開

◎日程第10「議案第20号契約締結（芽室町総合体育館内部改修工事）の議案に対する意見申し出の件」（非公開）

○程野教育長 日程第10「議案第20号契約締結（芽室町総合体育館内部改修工事）の議案に対する意見申し出の件（非公開）」、説明願います。

以下、非公開

◎日程第11「議案第21号請負変更契約締結（町営水泳プール等整備工事）の議案に対する意見申し出の件」（非公開）

○程野教育長 日程第11「議案第21号請負変更契約締結（町営水泳プール等整備工事）の議案に対する意見申し出の件（非公開）」、説明願います。

以下、非公開

◎日程第12「議案第22号令和5年度芽室町一般会計教育費補正予算の議案に対する意見申し出の件」（非公開）

○日程第12「議案第22号令和5年度芽室町一般会計教育費補正予算の議案に対する意見申し出の件（非公開）」、説明願います。

以下、非公開

○程野教育長 今後の日程についてお願いします。

○事務局 今後の日程についてであります。教育委員会会議につきましては、9月15日、月曜日、16時から開催させていただきたいと思っておりますので、

よろしくお願いいたします。

その他、9月25日、当別町への視察を考えております。7時10分に集合していただきまして7時20分に出発、帰りは17時45分に芽室町役場に到着するというような形で進めておりますが、集合時間と役場の到着時間については、まだ変わる可能性がありますので、そこは改めてお知らせさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

視察に出席していただける委員につきましては、教育総務係に報告くださいますようお願いいたします。

以上になります。

○程野教育長 それでは、以上で第7回教育委員会会議を終了いたします。

会議録署名 教育長 程野 仁

会議録署名 教育委員 土井 慎 悟